

城北中学校

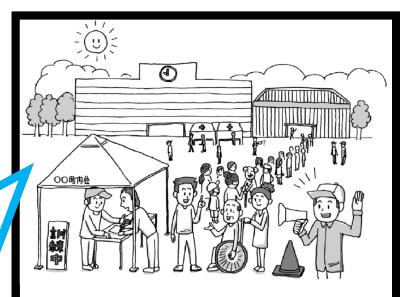
避難所運営マニュアル

津波浸水のおそれがあるため、まずは津波避難をしましょう。津波避難場所：校舎4階



★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営ていきましょう。



小高坂防災連合会
高知市
平成30年10月作成
令和5年11月改訂

(指示書) 避難されてきた皆さんへ

避難者は、屋外または校舎4階(津波避難場所)で待機します。

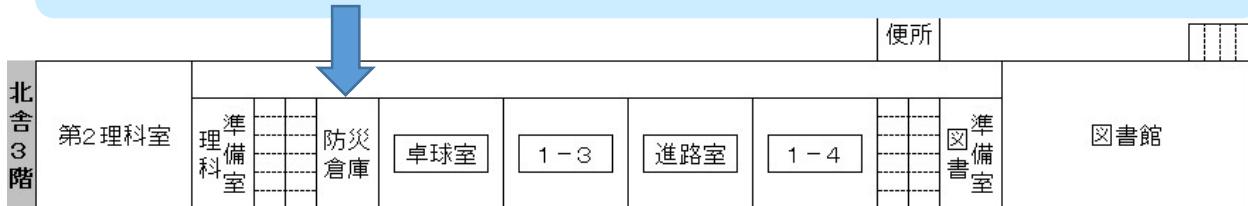
- 安全な場所で待機してください。状況に応じて、待機場所を変更してください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です(すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう)。
- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと



これから避難所の開設を始めます。

1 マニュアルを取り出します。

北舎3階防災倉庫(西側階段横)からマニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー(リーダーの補助役)を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう(事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます)。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないよう常に情報、状況の共有を図ってください。

目 次

避難所運営の流れ

1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 リーダーカード
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ リーダーカード
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4 基本情報

- 4 基本情報

避難所運営の流れ ①

避難所へ集まつた人

避難者に屋外または校舎4階（津波避難場所）で待機をお願いします。

北舎3階防災倉庫からマニュアルを入手します。

リーダーを決めます。

リーダーがチーム長を決め、「避難所を開設するための準備」のカードを各チーム長に渡し、作業を指示します。

1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。



→ほかの避難所へ
使用不可能



使用可能

1

避難所を開設するための準備

1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。



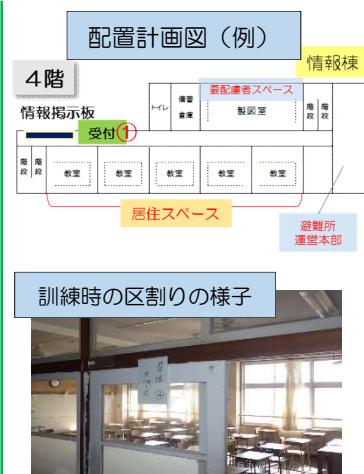
避難者カードなどを準備する。

1-3 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを行います。



簡易トイレ設置イメージ



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

避難所運営の流れ ②

2 避難者の受入れ

リーダー



《役割について》

避難者の受入れ

《内容》

2-1 避難者の受付

避難者の受付を行います。

2-2 居住スペースへの誘導

避難者を居住スペースまで誘導します。

2-3 トイレの巡回確認

トイレが適切に使用されているか、巡回し確認します。

2-4 傷病者の把握・応急対策

救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。

2-5 要配慮者の把握・生活支援

要配慮者を把握して、要配慮者スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。

2-6 ペットの受入れ

ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。

2-7 食料・物資の配給

食料や物資などの配給を行います。

2-8 被災者への情報伝達

避難者に対して、情報伝達を行います。

2-9 災害対策本部との連絡

災害対策本部と連絡を取ります。

3 避難所の運営

撤収

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

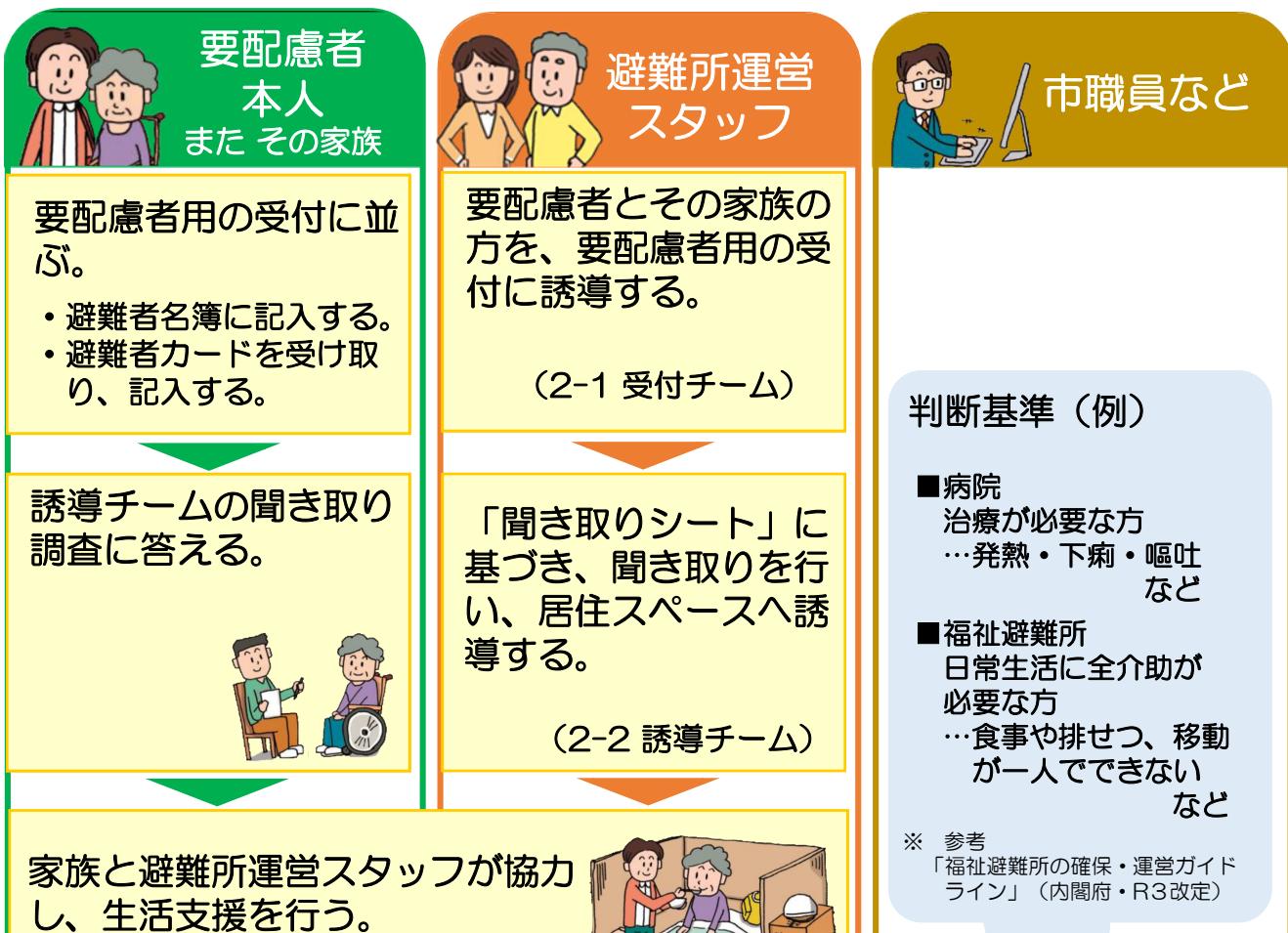
3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き

要配慮者の受け入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



※ 参考
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府・R3改定)

福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合

